

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

1つ、生活道路の維持管理、修繕について、2つ目、校則のガイドライン策定について、一問一答方式でお伺い致します。

まず、生活道の維持管理、修繕についてです。

町内には県が管理する県道、町が管理する町道、農道以外に赤道という公図上に古くから無番地に表示された生活道路があり、現在は法定外公共物として町の所有になっています。田園地以外の集落内に、この生活道路や場合によっては個人の土地を提供して生活道に使用している道路が至るところにあるようです。

そこで、次の4点についてお伺いしたいと思います。

1つ目、田園地において、農業者が畔道として使用している農道については、個人または各水利組合が維持管理を行っていますが、農業者以外の人も利用する集落内の生活道についてはどこの管理下になるのでしょうか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の農業者以外の人も利用する集落内の生活道についてはどこの管理下になるのでしょうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道以外の生活道路とされる道路には、1つ、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道などの町が管理している町道や農道以外の道路。

2つ、町補助条例の土木事業や土地改良事業を活用して集落を相互に連絡する道路として集落内の利便性の向上を図ることを目的に水利組合や自治会等が事業実施主体となり道路の拡幅整備を行ったもの。3つとして、個人の方が便宜上、農道隣地の一部を提供し、公共用道路として整備したもの。4つ、寄附等により町の公共用財産として登記された公衆用道路などがあり、このような形態の生活道路は町内に多数あります。この生活道路には、様々な所有形態及び管理形態があり、町での台帳整備はされていないことから、所有者や維持管理についての情報把握が出来ていない状況にあります。

農業者が畔道として使用している生活道路の維持管理についても複数の形態があります。まず、法定外公共物の農道等につきましては、この境界確認や用途廃止等の財産管理についての手続きは町が行っており、日常的な維持管理など機能管理につきましては、従前より受益者である水利組合や自治会などの地元関係者に依頼しているところであり、また、町補助事業により、水利組合や自治会等が実施主体となり整備された道路につきましては、補助採択要件の中で整備された道路の維持管理については受益者で行うものと規定をされており、その道路を整備した事業主体による適正な維持管理を依頼しているところでございます。

一方、個人の方が整備された公衆道路については私道であり、私道の管理は受益を受ける個人が管理するものと考えております。

なお、町民の方から生活道路についての相談があった場合は、その都度、登記簿の閲覧等による所有者の確認や道路が整備された経緯を関係者に聞き取りをするなどの状況把握を行い、維持管理を含めた管理主体者が誰になるのかを調査し、その管理主体者に対して現状の説明や適正な維持管理について依頼及び指導を行っているところがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。管理下が各自治会、各水利組合等であるならば、今後、路側等の修繕については費用負担等はどこが行うのでしょうか、お伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の管理下が各自治会、各水利組合等であるならば、今後、路側等の修繕について費用負担等はどこが行うのでしょうかのご質問に答弁をさせていただきます。

生活道路などの維持修繕については、基本的に管理主体である受益のある地元自治会や地元水利組合の費用負担で実施されるものでございますが、同管理主体から維持、修繕についての相談があった場合は、道路の窪みや路側の老朽化などにより日常的な通行の安全に支障が生じる場合は、その維持、修繕に必要な花崗土やコンクリートなどの原材料を町が同主体者に支給するなど地元関係者による維持管理に対する支援を行ってございます。

また、土地改良区が行う事業では、農道等の整備事業として県費補助の採択基準を満たさない小規模な修繕や更新工事につきましては、これまで受益者負担で実施されていたところがございますが、本年度より土地改良区において小規模事業についての事業要望調査を行い、事業の必要性や優先度の判断により土地改良事業として事業を実施しているところがございます。なお、町補助の土地改良事業の補助割合は、事業費に対して町が4分の3、地元負担が4分の1でございます。

これ以外にも農業振興地域内では国の多面的機能支払交付金事業を活用した取組として、地域の農業者などの組織活動の中で農地や水路等の保全管理や維持活動を行っている地域がございます。なお、その交付金事業に対する負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。

このような各種補助制度を活用出来ない場合につきましては、原則管理主体となる自治会や水利組合の負担により維持修繕を行うことになってございます。しかし、自治会や水利組合では構成員の高齢化や離農化が進んでおり、生活道等の維持管理に係る経済的な負担の増加が懸念されることから、他の自治体の制度を調査し、新たな制度設計を研究する必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。以前は、既存の舗装修繕は建設課が行っていたようですが、全面改修

についても町が行うのでしょうか、お伺いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の以前は既存の舗装修繕は建設課が行っていたが、全面改修についても町が行うのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道等以外の生活道路には、先ほど産業課の答弁にもありましたように様々な形態の生活道路があり、維持管理においても管理者が地元水利組合や自治会、また個人など様々であります。現在、舗装の修繕などについては、原則管理者、受益者で対応して頂いており、建設課では個人の指導以外においては原材料支給や事故等の発生が予測されるなど緊急性のある場合については、職員で応急的な穴埋め等、軽微な修繕を行っております。

また、町管理であります町道、農道におきましても多くの路線で舗装の老朽化が進んでおり、町道については舗装個別施設計画に基づき、舗装の修繕、改修を鋭意進めている状況であることから、町において生活道路の全面改修については難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4つ目です。令和2年3月議会で中野議員が生活道路について一般質問をされ、その中で生活道路についての計画的な維持補修計画の必要性を提案されています。その時、町としての取組など施策を検討していく必要があると答弁されていますが、その後、何か進展があるのでしょうか。

今後、生活道について、経年劣化による維持修繕が必要になってきますので、管理課を規約等ではっきりと決めて維持管理を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の生活道路の維持・修繕について町として取組など施策検討の進展はあるのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年3月議会において中野議員よりご質問の中で答弁をさせていただきました生活道路の維持管理については、調査検討を進める中で、建設課管理で把握している生活道路につきましても地元が事業主体で実施した町補助条例第5条に規定されております道路事業で実施した道路で、昭和42年から現在までに整備された道路が161路線、そのうち町道に認定した道路が33路線、農道に認定した道路が4路線あり、現在124路線となっております。

これら生活道路の維持管理につきましても、町補助条例第5条に規定されております道路事業の採択基準要綱第4条第4号により、道路の維持管理は受益者で行うものとなっております。道路整備を行った受益者において管理して頂いているところであり、それ以外の様々な生活道路につきましても同様に道路の受益者の方々に管理をお

願っております。

また、今年度より建設課では原材料支給について、開発道路、位置指定道路など支給要件を広げ、原材料についても花崗土、コンクリートに加え、簡易アスファルト合材も支給材料として実施しております。

議員ご指摘のとおり、今後は経年劣化による維持修繕などが増え、受益者において維持管理が難しくなっていくことが予想されることから、法定外公共物の管理、所管課であります産業課と連携を図りながら、管理区分の整理や受益者に対する負担軽減施策など、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に、校則のガイドライン策定についてです。

全国的に不合理な校則の見直しの動きが広がる中、各地で小・中学校の校則の見直しがされています。高松市教育委員会は、県内の市町教育委員会では初めて校則のガイドライン策定し、11月25日に公表しました。校則は子供の権利を守るものと位置づけ、社会通念に照らした合理性やLGBT、性的少数者への配慮などを求め、児童・生徒や保護者らの意見も聞き、毎年見直し作業を行うことも盛り込んだと新聞報道されました。

そこで、次の4つのことについてお伺いします。

まず1つ目です。町内の小・中学校の校則は何年に制定されたのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の町内の小・中学校の校則は何年に制定されたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、小学校につきましても、各校とも校則というものが明確に定められておりません。学校の約束や確認事項として、服装や頭髪、持ち物等について入学のしおりに記載をし、入学説明会等で保護者に通知しているものが校則に類するものと考えられます。

また、中学校の校則は、生徒手帳に生徒心得という名称で示されています。

これらの約束事や心得については、以前からのものを基に、社会の変化、保護者からの意見等を踏まえながら、内容そのものや運用方法が適宜で更新されて来ており、何年に制定されたかは明確ではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。現状とかけ離れた内容のものはないのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の校則に現状とかけ離れた内容はないかについてのご質問に答弁をさせて

頂きます。

まず、小学校の入学のしおりの記載内容につきましては、毎年職員会議等で内容の確認、検討を行うとともに、保護者からの要望があった場合にはそれも考慮しつつ内容を更新をしていますので、現状とかけ離れた内容はないものと考えます。

また、中学校の校則の具体的な運用に関わる部分につきましては、生徒指導担当教員と生徒会が中心となって生徒の思いも反映しつつ、社会通念に照らして合理的なものとなるよう検討した上で決定し、必要に応じた更新を行っておりますので、こちらも現状とかけ離れた内容のものはないと考えております。LGBTQ+に配慮した制服の在り方につきましても生徒会を中心に議論を重ねているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。校則のガイドライン策定の予定についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の校則のガイドライン策定の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、現在のところ、各学校において児童・生徒の実態、社会通念に基づいて校則や学校の約束について適切に検討、内容の更新がなされている現状でありますので、校則のガイドライン策定は予定をしておりません。まずは、各学校の主体性を大切にしたいと考えております。また、月1回の校園長会でも必要に応じて、より良い校則について共通理解を図ることが出来ると考えられます。

今後、学校現場や保護者より校則のガイドライン策定の要望が出てきましたら、制定するかどうかを検討し、判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4つ目です。先日、愛知県の中学校で3年生の男子生徒が同級生に刺し殺された事件が発生致しました。普段特に変わった様子もない子供がこのような犯罪を犯すことを踏まえて、町としてはどのような取組をされるのか、お伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

兼若議員の普段特に変わった様子もない子供が犯罪を犯すことを踏まえた取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の各学校においては、子供の心の荒れや困り感等に対応するため、担任教師を中心として各教職員が子供の日々の様子について十分に気に掛けるだけでなく、アンケート調査を活用しながら困っていることやいじめはないか等について調査し、児童・生徒一人一人の心に寄り添った関わりを継続しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談に乗ることもあり、必要に応じて外部機関と

も連携しています。

一方、当然のことながら、日々の道徳課の授業やその他の教育活動の中で、全児童・生徒に対して命の大切さや思いやり、他者との関わり方等について指導を続けています。

教育委員会としても暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動については各学校から毎月報告を受け、学校と連携しながら問題の解決に取り組んでいます。

これらの取組を今後も継続しながら、常に子供の立場に立って考え、小さな変化にも気づき、一人一人に寄り添った関わりをしていくことが大切であると考えております。このことにつきまして、各学校に周知徹底していくとともに教育委員会としても積極的に児童・生徒の問題の解決に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

児童・生徒は、限られた生活空間の中で楽しい学校生活を送ってもらいたいと思っております。

これで4番 兼若 幸一の一般質問を終わります。